

趣 意 書

浜松商工会議所「令和 8 年 熊本地震」に関する災害支援金のお願い

浜 商 議 第 127 号
令和 8 年 9 月 1 日
浜 松 商 工 会 議 所
会 頭 齊 藤 薫

1. 趣意

この度の「令和 8 年熊本地震」により、被害を受けられた皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

熊本地震では、家屋の倒壊等甚大な被害が発生し、一般市民の方、また企業活動にも大変大きな影響が出ております。

このような状況下 浜松地域経済界といたしまして、この災害で被災を受けられた地域経済の一刻も早い復興を支援することを目的に、当所会員企業の皆様に支援金を募ることといたしました。

何卒この趣旨をご理解いただき、多数の皆様から御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、物資の受付はいたしませんのでご了承をお願いします。

被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

2. 募集期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から 令和 8 年 9 月 18 日（金）

3. 支援金目安額 ※1口1万円

正副会頭企業	…	5口 5万円
常議員・議員・監事企業	…	2口 2万円
一般会員企業	…	1口 1万円

4. 支援金の寄贈先

お預りいたしました支援金は、被災した商工会議所並びに商工会議所連合会に寄贈させていただきます。被災地域の商工会議所連合会にて被害状況等を勘案し、具体的な配分等を決定いたします。

5. 支援金の使途

- (1) 被災事業者の事業再開
- (2) 被災商工会議所の再建
- (3) 観光回復等に係る事業

6. 募集方法

■金融機関へ振込 ※専用の振込依頼書を使用

<振込先> 口座名 : 浜松商工会議所 令和8年熊本地震支援金

口座番号 : 静岡銀行 浜松営業部 普通預金 No.1702917

浜松いわた信用金庫 東伊場支店 普通預金 No.2100979

遠州信用金庫 本店営業部 普通預金 No.1273616

***9月1日から9月18日までの期間は、上記3金融機関で、専用の振込依頼書を使用し窓口からお振込みいただければ、同行・同金庫本支店間の振込手数料はかかりません。**

7. 支援金の税制上の取扱い

今回の支援金は、寄附金税制上「一般寄附金」の取扱いとなります。

詳細は以下の通りです。

なお、金融機関で振込んだ際の振込金「受取書」をもって領収書とさせていただきます。

本趣意書と合わせ、「受取書」または領収書を保存しておいてください。

<法人の場合>

一般寄附金は、損金算入限度額を超える金額は損金不算入となります。法人の場合、次の計算式で求められる限度額の範囲内で損金算入が認められています。

※根拠法（条項）：法人税法第三十七条第一項

【損金算入限度額の計算式】

$(A \times \text{事業年度の月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + B \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = \text{損金算入限度額}$

A：期末資本金の額等 = 期末の資本金の額 + 資本準備金の額

B：所得金額 = 法人税申告書別表四 仮計の金額 + 支出寄附金の額（注）

（注）所得金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算する。

〔例1〕資本金の額等（A）が10億円、所得金額（B）が1億円の会社の場合

$(10 \text{ 億円} \times 12 / 12 \times 2.5 / 1000 + 1 \text{ 億円} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = 12.5 \text{ 万円}$

〔例2〕資本金の額等（A）が1億円、所得金額（B）が1千万円の会社の場合

$(1 \text{ 億円} \times 12 / 12 \times 2.5 / 1000 + 1 \text{ 千万円} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = 12.5 \text{ 万円}$

〔例3〕資本金の額等（A）が2千万円、所得金額（B）が1千万円の会社の場合

$(2 \text{ 千万円} \times 12 / 12 \times 2.5 / 1000 + 1 \text{ 千万円} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = 7.5 \text{ 万円}$

<個人の場合>

所得控除されません（認められません）。

※根拠法（条項）：所得税法施行規則第四十七条の二3の控除対象に含まれない。

8. 本件担当

浜松商工会議所 総務管理課

〒432-8501 浜松市中央区東伊場 2-7-1 / 電話：053-452-1111